

議案第22号

富士見市子ども未来応援基金条例の制定について
富士見市子ども未来応援基金条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

全ての子どもが、夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを推進するための事業に必要な経費の財源に充てるため、富士見市子ども未来応援基金条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市子ども未来応援基金条例

(設置)

第1条 全ての子どもが、その生まれ育った環境によって、現在及び将来を左右されることなく、夢や希望を持って等しく健やかに成長できるまちづくりを推進するための事業を実施することを目的として、富士見市子ども未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された額を含めて一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。